

津野町滞在延長・周遊促進委託業務仕様書

1 総則

本仕様書は、津野町（以下「町」という。）が委託する津野町滞在延長・周遊促進委託業務（以下「業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

津野町の自然、歴史、文化、食、体験など様々な魅力を多くの方に知っていただき、その魅力をたっぷりと味わっていただくために、町内各スポットを巡りながら、スポットに関連した謎解きを楽しむ、地域周遊型のラリーを実施することにより、町への来訪意欲を高め、周遊促進と滞在延長及びリピーターの増加につなげ、観光振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。

4 見積限度額

本業務の見積限度額は、4,250,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

5 業務内容

(1) 謎解き周遊ラリーの企画・運営

- ①謎解き周遊ラリー（以下「ラリー」という。）の実施に係る当該年度の一切の企画・運営業務を行うこと。ただし、当業務においては企画・運営の基盤となるシステムを構築し、運用時期・期間等は、6か月間を予定しているが、別途協議のうえ決定するものとする。
- ②観光客の周遊促進・滞在延長が図られる仕組みにすること。
- ③参加者が謎解きをしながら巡るスポット（以下「スポット」という。）は80ヶ所以上設定することとし、内容は双方協議のうえ決定する。
- ④スポットを一定数巡ると、参加者プレゼントに応募できる仕組みとし、応募は1人1回までとする。参加者プレゼントは参加者が町へ再来訪できるようなものにする。
- ⑤製作物等は、可能な限り「満天の星のまち津野町」をイメージできるように「星」に関連したデザインとすること。

(2) システムの整備・運用

- ①スマートフォン・タブレット等のモバイル端末（以下「スマートフォン等」という。）でラリーに参加できるシステムとすること。なお、スタンプ獲得に使用するスマートフォン等は参加者個人が所有するものとする。
- ②二次元コードにより謎解き出題、回答とスタンプ獲得ができるシステムとすること。

- ③スポット（80ヶ所以上）に設置する二次元コードを作成すること。
 - ④謎解きに正解すればスタンプを獲得できる仕様にすること。なお、不正解の場合でも正解するまで挑戦できるものとする。
 - ⑤上記（1）④による応募の際に、応募者の属性（居住地・年齢、性別等）が分かるものとし、併せて津野町の観光に関するアンケートに回答できるような仕組みにすること。
 - ⑥運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について委託者に適宜説明を行うこと。
 - ⑦システムを安定的に運用できるよう、適切に保守管理を行うこと。
- (3) ラリーに関する広報・情報発信
- ①参加者増加につながる媒体を活用した情報発信を行うこと。なお、広報媒体を使用する場合に発生する費用については委託費に含むものとする。
 - ②ポスター、チラシ、ステッカー、のぼり旗等を別紙1のとおり製作すること。
 - ③上記②による製作物はラリー開始の7日前までに製作・納品すること。
- (4) その他
- ①独自性のある企画を提案すること。
 - ②本業務に係る参加者からの問い合わせ等にも対応すること。
 - ③参加者リストおよびスタンプ獲得リストを作成すること。

6 成果物

- (1) 実績報告書 電子データを収録した電子媒体（DVD等）及び印刷物
- (2) 製作物 本業務で製作した物品等
- (3) その他 打ち合わせ記録
アンケート結果等効果検証に関する資料、
その他本業務で作成した資料のうち町が指示する資料

7 納品場所

津野町観光推進課

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 471-1

8 留意事項

- (1) 本業務に関する打ち合わせを必要に応じて随時行うものとする。なお、打ち合わせに要する移動等の経費は、すべて受託者の負担とする。
また、打ち合わせを行った場合はその内容について、議事録を作成し町の確認を受けること。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務で知り得た情報を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。
本業務の終了後においても同様とする。

- (4) 受託者は、本業務において取り扱う情報及びデータ等の管理を適切に行い、情報セキュリティ対策に必要な体制及び措置を講ずること。
- (5) 本業務により生じた著作物に関する著作権は、町に帰属するものとする。
- (6) 本業務により生じるすべての成果品を町の許可なく公表及び貸与してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により当町又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成

見積書の作成にあたっては、本仕様書に基づいて作成すること。ただし、本仕様書以上の企画提案等があれば、委託金額の範囲内で提案すること。

10 その他

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 本業務の達成に必要な一切の経費は受注者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議し決定する。

別紙1 (5 業務内容(3)②関係)

項目	内容	数量	備考
ポスター	A 3 片面 (カラー)	100 枚	
チラシ	A 4 両面 (カラー)	3,000 枚	
のぼり旗	幅 600 mm×高さ 1800 mm ポンジ (カラー)	100 枚	ポールは含まない。

※1 採用された作品の著作権及び使用权は、成果品の引き渡しと同時に町に帰属することとする。

※2 製作にあたっては町と十分に協議すること。